

 公表された法案骨子案に対して考えうる問題点を挙げ、私たちの求める修正案を伝え、慎重に法案の検討をお願いする活動を行いました。

会報No.51のP1に掲載しました「学校図書館法の1部を改正する法律案（仮称）骨子案」が発表されてから、富山県図書館を考える会事務局の江藤は学校図書館を考える全国連絡会世話人の一員として、文部科学委員会理事や議連に名を連ねている国会議員を訪ねて、情報収集や要望を伝える活動を行ってきました。また世話人会で協議をし、富山県図書館を考える会として、全国連絡会の要望書に対する賛同団体になりました。

 文科省「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」が第7回をもって終了し、報告案がまとめられました。

審議を経てまとめられた報告の方向性が発表されています。2月2日に開催された第7回の調査研究協力者では委員から、読書活動を推進する場所としてのイメージが強い学校図書館像を押しよくするため、学習センターや情報センター的機能をあえて前面に印象付けるような表現に工夫し、学校の教育活動全般を支える学校図書館の構図が提案できたという発言がいくつか聞かれました。報告書は4月当初に各方面へ発表され、周知に努める予定とのことです。

 3月18日に子どもの未来を考える議員連盟と公益財団法人文字・活字文化推進機構の主催で、「学校図書館法改正をめざす国民のつどい - 学校司書の法制化に向けて」が衆議院第一議員会館で開催されました。

「子どもの未来を考える議員連盟は、図書議員連盟や活字文化議員連盟にも呼びかけ、学校司書の法制化に必要な学校図書館法改正案を今国会に提案する準備を進めています。同法の改正は、国及び地方公共団体が学校司書の計画的な配置を推し進める基盤となるものです。私たちは今国会を学校司書の法制化を実現する正念場として位置づけ、政官民の協力のもと、標記の集いを開催します」と、案内文に開催の趣旨があげられています。

そして当日、主催者代表として河村建夫衆議院議員が「本格的に法案を出す時期に来た」と挨拶され、小坂憲次参議院議員は「学校司書の法制化の必要性は共有されつつあり、今後は子どもの未来を考える議員連盟で検討し、各党間で調整を図っていくつもりである」と述べられました。

滑川市市制60周年記念事業「きっずわーど」 参加報告

平成25年10月14日（祝） 於：サンアビリティーズ滑川

主催・Chocolat☆ショコラ 後援・富山県、滑川市教育委員会ほか

設立20周年を迎えられた県内実力No.1の人形劇団「Chocolat☆ショコラ」が、子どもたちの遊び場「きっずわーど」を開催されました。その中の、滑川市内の子どもと本にかかわる大人たちが設けた「わたしのお気に入り絵本紹介コーナー」で、図書館を考える会も「学校図書館活動紹介パネル展示」で参画してきました。



お気に入りの絵本を紹介されたのは、公共図書館司書や学校司書、学校図書館ボランティアの方などです。そして、参加した子どもたちに読み聞かせをしたのも、日常的に子どもと本にかかわって活動されている方々です。



前11時開始から、どんどんやってくる子どもたちや保護者の方々に、イベントは大にぎわい。その会場の入り口にパネル展示を行いました。

挨拶に見えられた教育長や市役所の方々、議員さんに、Chocolat☆ショコラのメンバーで考える会地区委員でもある永安さんとともに、会報を渡してパネルの説明をしました。「滑川は、読書推進計画に専任配置が明記されたているので、おおいに期待しています。」と訴えてきました。



午後からは、お気に入りの本を紹介された学校司書さんと各学校の読み聞かせボランティアの方々の初めての交流会が開催されました。考える会事務局の江藤は司会を務めながらも、「滑川市のすべての子どもたちの最善の本との出会いを望まれるなら、ボランティアをしつつも学校図書館と学校司書に関心を持っていただき、ぜひ専任配置を個々に提言してください」と語らせてもらいました。貴重な機会に立ち合わせてもらい、とてもありがたかったです。

砺波市立図書館の読書週間に合わせてパネル展示をしました

10月22日～11月12日



パネル作成に使用した写真は、砺波市教育委員会より提供を受けています。

県内では1番充実した形で学校司書配置が行われていることを砺波市民の方々にこそ知っていただきたいと考え、砺波市立図書館にお願いして展示をさせていただきました。

「大変に評判が良かった」「学校の様子がよくわかって良かったという声があった」という市立図書館の方々からの感想もいただきました。持ち帰り自由のパンフレットもずいぶん減っていて、感激でした。

次の展示は、6月28日（土）～7月4日（金）に県民共生センター（富山市湊入船町6-7）で開催される「サンフォルテフェスティバル 2014」です。

民間会社に委託経営された佐賀県の武雄市図書館について

蔦谷書店・レンタルビデオショップ TSUTAYA の運営会社で、スターバックスのライセンス提供を受けている会社が指定管理者になり、考えられないほどの来館者を集めて、これが新しい時代のモデル図書館だと評判をよんでいるのが、佐賀県武雄市図書館です。珈琲の香りが流れる喫茶店と販売用の本が素敵に展示された書店を通り過ぎなければ、図書館部分にたどり着けない構造になっているそうです。(????)

富山県図書館を考える会も参加している「図書館友の会全国連絡会」は、武雄市図書館見学や「武雄市立図書館・歴史資料館を学習する市民の会」から講師を招いての学習会などを開催し、多くの方の意見を交えた報告を発表されています。

(武雄市図書館・伊万里市民図書館見学記および写真掲載 <http://totomoren.net/blog>)

ところで、皆さまはコンビニで切手を買われたことがありますか？私は休日で郵便局が閉まっているときなどに良く利用します。そのコンビニで「海外へ出すハガキにはいくらの切手が必要なのか」を聞いても「郵便局へ行って聞いて下さい」と言われるそうです。民間委託された図書館は、そんな残念な対応がされてしまうのではないかと想像しています。

『はだしのゲン』閲覧制限の問題について

鳥根県松江市の教育委員会が校長会へ、長い間子どもたちが愛読してきた広島の被爆者の体験を描いた漫画『はだしのゲン』を、市内小中学校図書館での提供を制限するように要請しました。そして、「法令上の問題はない・・子どもの発達段階に応じた教育的配慮は必要」と現文部科学大臣が松江教育委員会を支持する見解を示し、大きな波紋を呼びました。

子どもの権利条約には「児童は表現の自由についての権利を有する。この権利には・・あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」とあり、ユネスコ学校図書館宣言には「学校図書館のサービスや蔵書の利用は・・いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない」と謳われています。

にもかかわらず、学校図書館が教育委員会からの要請に応じてしまったのは、学校図書館に配置されている学校司書が非常勤という立場であることに大きく関係していると思われます。正規職員でなければ、子どもの知る権利は保障されにくいのだとあらためて感じた出来事でした。

「『はだしのゲン』閲覧制限措置問題」谷嶋正彦（『図書館界』通巻374号、2014年1月号、日本図書館研究会）「子どもの自由で自発的な読書のためにー『はだしのゲン』問題をきっかけに」（『子どもと読書』No.403 2014年1・2月号 親子読書地域文庫全国連絡会発行）でも取り上げられています。ぜひ、読んでみてください。

そして今、「新しい歴史教科書をつくる会神奈川県支部」が神奈川県議会に『はだしのゲン』を神奈川県青少年保護育成条例の有害図書に指定するよう陳情しています。これに対抗して「読書の自由を守る市民の会」が、見識ある判断を求めてのロビー活動を行っておられます。